

ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ運営委員会規程

(目的及び設置)

第1条 ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本学における研究・教育活動等の成果物（以下「成果物」という。）を電子的に収集・蓄積・保存し、学内外への無償公開により、研究・教育活動の発展に寄与し社会に貢献しようとするものである。このリポジトリの充実と円滑な運用を図ることを目的として、ノートルダム清心女子大学学術機関リポジトリ運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- 一 附属図書館長
- 二 附属図書館運営委員会委員
- 三 その他、附属図書館長が必要と認めた者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。委員長は附属図書館長とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 リポジトリの運用に関する事項
- 二 リポジトリへの登録対象の審査に関する事項
- 三 リポジトリに登録されている成果物の修正・削除に関する事項
- 四 その他、委員会が必要と認めた事項

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を附属図書館に置く。

(その他)

第7条 リポジトリの管理及び運用に関しては別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、教授会及び評議会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2017年10月26日から施行する。